

役付手当を払っているから、主任レポートを出すのは義務!? そんな屁理屈が通用するのか!

各職場で、わが組合員は主任レポート反対の闘いを果敢に闘っている。その中で、管理者から「特になしではダメだ」「何か書いてもらおう」などのいやらしい忠告が相次ぐ。また、「役付手当を払っているからレポート提出は義務だ」という管理者もいる。特に悪質なのは、関西支社四車両所（大阪第一～三、名古屋）で、「内容の充実が必要な主任…も見受けられる」「内容によっては再度提出を指示する」と、強権的になっている職場がある。要は、「金で言うことを聞かせる」のである。

現在、協約改訂交渉の只中である。会社は「主任レポートは団交事案でない」として議論を拒否している。では言うが、新人事・賃金制度の団交で、会社から「就業規則の主任の役割に『助役の補佐』が加わる」「主任に役付手当を付けるから主任レポートが新たな業務となる」などの一言があって当然だ。今になって「業務の一環だ。団交も業務委員会もやらない」との主張は全くの非常識だ。主任レポートはまさに労働条件の基準に関するという団交事案そのものではないか。

さて、主任はわずか4000円で新たな業務が課せられた。管理者はどうか？旧役付手当9400円(N)～49600円(F)であったものが、一気に50000円(G)～80000円(A)と跳ね上がったではないか。旧Nランクにいた管理者は40600円も上がったことになる。管理者は新たな業務ができたのか？むしろ、主任レポートという勤務査定の手伝いのおかげで、社員を監視する手間が省けたといえるのではないか。管理者だけが楽しんで金をもらうというのは、本当に魅力がある会社だ。

私たちは、主任レポート反対の闘いをさらに強化しよう！

金で言うこととは聞かないぞ！
主任レポート強要を直ちに止めろ！

ユニオン・国労組合員の皆さん、私たちと共に主任レポートに反対しましょう！